付シ且ツ所有ノ予動（?）ト指示シ御用品ヲ破壊

セシト認メ以テ器物ヲ損壊シ業務ヲ妨害シタル者付木部ハ

除外ト決定シ以テ本件被告ニ付キ述ベ

右協議ノ結果除外ト決定ス

(D) 被告ハ之ヲ知リ告訴（?）ノ件

中野ヨリ被告人ノ所為ハ首謀者トシテ一種ノ運動ニ参加シ

而シテハ備具（?）規定ニ依リ決定セサルヘカラス如何トモ致シ

難キ旨ニ付其ノ後勝手ニ要求シ懲罰処分

ニ付スヘキ無根ニセルモノト説示セシ又被告人

ハ自ラノ方ヘ転勤スル何時迄モ運動セシ人心

ヲ之ニ付打切リナルコトヲ申出アリ依テ本件付違

則ニアラサル旨ノ書面ヲ発送シ以テ之ヲ決シ起草

委員トシテ右ノ件ハ村田保氏ハ小野正道ヲ指名

(E) 本件被告部代理（?）鉄首ヲ決ス　之ヲ決ス

右ニ付テ被告人ハ其ノ業務ヲ全然放棄シテ同盟

ニ之ヲ参加シ首謀者トシテ煽動セシ事ヲ立証シ得ル

運動ニ熱心ナルヲ以テ解雇セシヤ否ヤ決スルヲ得

ル抗争ヲ起シ協議ノ結果全市ノ職（?）場ヲ

ニ関スル大会ヲ開キ抗議運動ヲ起セシメ而

シテ道徳保全ノ全部併合ヲ解散セシメ抗議セシ

御返事（?）ヲ待チ之ヲ送付スル件ヲ決定ス